

宮崎県弓道連盟内規

2024.3.10

(会長・副会長及び監事の選出方法)

第1条 宮崎県弓道連盟規約第14条第1項に関する、会長、副会長及び監事の選出方法は、それぞれ評議員会での選挙により選出する。

- 2 評議員は会長・副会長・監事の候補者を推薦することができる。
- 3 出席評議員の過半数の得票が必須である。
- 4 得票数が過半数に達しない場合は、上位2名の決戦投票とする。
- 5 上記第4項による投票で同数の場合は、2名によるくじ引きとする。
- 6 選挙に際しては、選挙管理委員会を設置し、委員は、事務局長、財務、渉外が当たる。

(役員行動費)

第2条 宮崎県弓道連盟規約第20条第2項に関する、役員行動費(年額)については、下記のとおりとする。

(単位：円)

区分	会長	副会長	理事	監事	事務局長	財務	事務局員
金額	50,000	25,000	20,000	20,000	30,000	30,000	20,000

(役員謝礼)

第3条 この会の役員が、4年以上在任し、その後、退任した場合は、在任年数に下記の額を乗じた額を謝礼として支給することができる。

(単位：円)

区分	会長	副会長・事務局長	一般役員
金額	10,000	5,000	3,000

(追授)

第4条 役員及び支部長等6年以上務めた人は、追授の申請をすることができる。

(寄附金)

第5条 会員が昇段、昇格した場合、1口5千円の寄附金を下記の口数で受けることができる。

- (1) 五段、六段 1口以上
- (2) 七段、八段、錬士、教士、範士 2口以上

(激励費)

第6条 会員が、宮崎県及び宮崎県弓道連盟代表として出場した場合、次表の激励費を支給することができる。

大会名	金額
国民体育大会	15,000円(1名)
全国健康福祉祭弓道大会	15,000円(1名)
全日本弓道選手権大会	40,000円(1名)
全日本弓道遠的選手権大会	40,000円(1名)
九州各県対抗弓道大会	10,000円(1名)
全日本勤労者弓道選手権大会	70,000円(1団体)
都道府県対抗弓道大会	120,000円(1団体)
九州弓道選手権大会	10,000円(1名)

- 2 なお、県代表として講習会等に参加する場合も前項の基準を参考に激励費を支給することができる。
- 3 但し、上記全国大会が九州管内で開催される場合減額することがある。

(補助金)

- 第7条 弓道の底辺拡大及び弓道発展のため各支部(地区)で弓道教室又は大会を開催する場合、補助金を支給することができる。補助金は1支部(地区)2万円(年1回限り)とし、申請書、実施計画書及び結果報告書等を県弓道連盟に提出するものとする。
- 2 九州大会や全国大会等主催する場合は、前項にかかわらず参加人員等を考慮し補助金を支給することができる。

(特別会計)

- 第8条 宮崎県弓道連盟が主催する西日本弓道大会の準備資金や特別な歳出に充てるために特別会計を設置する。
- 2 歳入は前年度繰越金、寄附金及び一般会計の前年度決算で繰越金が発生し、次年度の連盟の運営に支障を及ぼさない範囲の金額等とする。
 - 3 歳出は西日本弓道大会の運営費、九州ブロック大会等の視察旅費、内規第3条(役員謝礼)及び一般会計に予算計上できない想定外の歳出等とする。
 - 4 特別の事情により一般会計に赤字決算が想定される場合、赤字分を一般会計に組み入れることが出来る。この場合、評議員会の同意が必要である。

(規定の改廃)

- 第9条 この規定の改廃は、理事会(宮崎県弓道連盟規約第22条を適用)及び評議員会(同規約第25条を適用)の議決による。

附則

- 平成11年3月21日改正
平成13年3月21日一部改正

平成20年3月16日改正

平成25年3月10日改正し、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県弓道連盟役員退任慰労金規定を平成25年3月31日で廃止する。

附則

平成27年3月8日第6条の全日本弓道選手権大会、全日本弓道遠的選手権大会の金額（20,000円→30,000円）を改正、第7条の第1項、第2項の条文をまとめ補助金を1万円に改正し、第3項を第2項に改正

第8条に特別会計の項を新設した。これにより、従来の第8条を第9条に改正

平成27年3月18日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附則

平成29年3月12日（激励費）第6条の支給対象に都道府県対抗弓道大会（12,000円（1団体））と九州弓道選手権大会（10,000円（1名））を追加する。なお、全日本勤労者弓道選手権大会の支給額（20,000円（1チーム）→60,000円（1団体））を改正する。また、各大会の支給対象を明確化した。

平成29年4月1日から施行する。

附則

平成30年3月11日第1条2項に会長、副会長、監事の推薦を追加し、2項を3項に、以下同様に項を改正、6項の庶務を渉外に改正、第4条の字句の努を務に訂正

平成30年3月11日から施行する。

附則

令和4年3月13日（激励費）第6条全日本選手権大会、全日本遠的選手権大会の金額（30,000円→40,000円）及び全日本勤労者弓道選手権大会の金額（60,000円→70,000円）を改正

令和4年4月1日から施行する。